

## 議案第54号

### 令和6年度船橋市一般会計補正予算

令和6年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,771千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,186,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		44,939,100	△25,011	44,914,089
	15 国庫補助金	6,525,860	△25,011	6,500,849
80 繰入金		6,502,800	740	6,503,540
	10 基金繰入金	6,307,540	740	6,308,280
95 市債		12,354,900	△39,500	12,315,400
	10 市債	12,354,900	△39,500	12,315,400
歳 入 合 計		235,250,000	△63,771	235,186,229



## 第2表 継続費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
20 民生費	15 児童福祉費	児童相談所 建設事業	3,416,457	令和6年度	209,187
				令和7年度	3,207,270

### 第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
児童福祉施設建設事業	322,100	△ 39,500	282,600

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	12,354,900	△ 39,500	12,315,400

議案第 5 5 号

令和 5 年度船橋市一般会計補正予算

令和 5 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の廃止は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 3 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

# 第1表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
児童相談所建設工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料	2,633,906千円	

議案第56号

船橋市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみ</u></p>	<p>附 則</p>



なす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。